

平成 28 年度県内一斉防犯パトロール実施要領

1. 目 的

県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図るため、犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指して取組を進めています。

県民が一丸となって防犯パトロールに参加することにより、防犯に対する県民の意識を高め、町内会や自治会を中心とした防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地域に広げていくことを目的に実施します。

2. 事業の概要

取組の趣旨に賛同する団体を募集し、平成 28 年 10 月 11 日（火）に県内各地域で一斉に防犯パトロールを実施していただきます。

3. 募集内容

- ・団体構成人数 1 団体 5 人以上
- ・参加者目標数 10,000 人
- ・対象地区 県内全域
- ・実施日 平成 28 年 10 月 11 日（火）
※特に時間は指定しません。
※当日に実施できない場合は、犯罪のない安全・安心まちづくり推進
旬間（10 月 11 日～10 月 20 日）の期間中に実施日を定めて、参加申
込みを行うことができます。
- ・記念品 参加団体にパトロール用の帽子を 5 個配付（先着 300 団体）
- ・募集期間 平成 28 年 7 月 1 日（金）～8 月 31 日（水）
- ・応募方法 所定の「県内一斉防犯パトロール」参加申込書に必要事項を記入の上、
直接県へ郵送、FAX、メールのいずれかで、お申し込みください。
参加申込書は、下記ホームページからダウンロードできます。
- ・ホームページ [県内一斉防犯パトロール | 長崎県](#) [検索](#)
- ・お問い合わせ、申込み先
長崎県県民生活部 交通・地域安全課 防犯まちづくり班
〒850-8570 長崎市江戸町 2-13
電 話（095-895-2316）
FAX（095-895-2598）
Eメール(s03560@pref.nagasaki.lg.jp)
- ・その他 県では傷害保険等に参加いたしませんのでご留意願います。

4. 主 催

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議、長崎県、長崎県警察本部、
長崎県教育委員会

5. パトロールの実施方法等

(1) 実施方法

- ・各団体、グループで責任者を決定します。
- ・パトロール時間、集合場所、パトロールのコースについて、各警察署、学校、自治会等、事前に関係機関と協議して決定します。
- ・警察から、身近な犯罪や不審者情報の提供のほか、実施上の注意点につき助言を求めます。
- ・パトロールを行う前に、責任者は参加者の確認を行います。
- ・パトロールに必要な携行品を準備し、出発前に確認します。
- ・パトロールをする際の服装は、できるだけ目立つ服装で、帽子、タオル、運動靴等を着用します。
- ・登下校時、通学路をパトロールするときは、明るく声をかけるなど、子どもたちに安心感を与えます。
- ・公園では、周囲に不審者・不審車両がないか警戒するとともに、トイレや遊具の陰など死角となりやすい箇所を中心に見回ります。
- ・駐車場・空き地では、外周からの見通しはどうか、車の陰などに不審者が潜んでいないかなどの点に注意して見回ります。
- ・犯罪を目撃したり、不審者を見つけた場合は、自分で解決しようとしなくて、すぐに110番通報します。
- ・パトロールの際に気づいた点については、あらかじめメモをとり、必要に応じて関係機関へ連絡をとります。
- ・雨天時の場合は、実施する団体が、警察、学校、自治会等関係機関と協議のうえ決定します。

(2) 注意事項

- ・各団体で責任者を決め、責任者は各団体の参加者の状態を把握してください。
- ・パトロールを実施する際に必要な用品については、各団体において準備してください。
- ・パトロールの際は、交通ルールを守り、事故に遭わないよう注意してください。
- ・トラブルや緊急の事態が発生した場合は、確実に援護や連絡ができるように2人以上の複数で対応してください。